

ビザの種類の確認について

観光ビザや業務ビザを取得してロシアに入国した日本人渡航者が、滞在中にこれらのビザが規定する本来の入国目的（査証資格）と異なる活動を行ったとして、ロシア内務省移民局から罰金の支払い命令等の処分を科されるケースが散見されます。

最近では

- ・ 観光ビザで入国した日本人のグループが、業務として人道問題に関する協議等を行っていたところ、業務ビザを取得して入国するべきであったとの指摘を受けた。
- ・ 業務ビザで入国した日本人研究者が、公文書館で調査研究を行っていたところ、文化交流ビザを取得して入国するべきであったと指摘を受けた。

等の事例が発生しています。

特に、業務や調査研究等の目的でロシアに渡航をされる際には、滞在期間中に行う活動内容に沿った適正なビザの種類について、招聘元や日本国内のロシア大使館及び総領事館にご確認することをお勧めします。